

食品製造業者・農林漁業者の皆様へ

食品製造業者と農林漁業者などが一緒に新商品の開発や販売を行う取組に対して支援します。

「食農連携促進事業」

食品製造業者や農林漁業者などで構成する協議会

次のような取組が支援の対象となります。

① 連携相手との出会い



交流会の開催

経費の1/2を助成

② 新商品の開発



試作品、パッケージの開発

経費の1/2を助成【※】

③ 販路の開拓



展示会への出展

経費の1/2を助成【※】

④ コーディネーターによるサポート

経費の2/3を助成

【※】農商工等連携促進法の認定を受けた場合は、経費の2/3を助成

詳しい内容についてのお問い合わせは、

農林水産省〇〇農政局生産経営流通部食品課(TEL:00-000-000)又は
総合食料局食品産業企画課(TEL:03-6744-2063)にご相談下さい。